

# 一般社団法人神奈川県広告美術協会 会員会則

第1条 一般社団法人神奈川県広告美術協会（以下、「協会」という。）に入会しようとする者は、入会申込書に紹介者1名（協会正会員）を記載し、謄本（入会希望者が法人の場合は登記簿謄本1通、個人事業者の場合は事業主の戸籍抄本1通）、自動振替申込書等を会長に提出しなければならない。

第2条 入会希望者は、協会理事会の承認を得なければならない。

第3条 協会理事会の承認後、入会希望者は入会金、会費2ヶ月分を協会の指定した銀行口座へ振り込まなくてはならない。

2 入会時、定款等の事項について承諾書を会長あてに提出しなければならない。

第4条 会費、各種保険掛金等の納入方法は、入会者の指定した銀行口座より毎月3日（土日祝の場合は翌営業日）に引落しする。

2 後日、指定銀行の口座等を変更・解約したときは、速やかに協会事務局へ届け出て事務局の指示に従い指定銀行・口座変更の手続きをしなければならない。

第5条 各種保険等に加入希望の場合は、加入時に掛金1ヶ月分を前納しなければならない。

2 掛金の納金が2ヶ月遅滞した場合は、直ちに清算し、加入者は継続の否かについて協会事務局に申し出なければならない。なお、申し出がない場合は契約を解除する。

第6条 会費等を1年以上滞納した場合、入会紹介者及び会長が滞納請求額の清算を要求するとともに正・賛助会員として継続意思を確認しなければならない。

2 退会を希望する場合は、退会届を会長に提出しなければならない。

3 退会者は、正・賛助会員としての全ての資格を失うと共に、各種保険（賠償共済）等の権利を失効する。

4 既に納入した会費、その他拠出金は返還しない。

第7条 すべての会員はいずれかの支部に属するものとし、その運営規則に従うものとする。

附則

本会則は、平成25年4月1日から適用する。